

平成 2 4 年 度
山 梨 県 公 共 事 業 評 価
意 見 書

平成 2 4 年 1 1 月 2 2 日

山梨県公共事業評価委員会

目 次

はじめに	P1
1 事前評価について	
1-1 事前評価実施にあたって	P2
1-2 個別事業に対する意見	P2
2 再評価について	
2-1 再評価実施にあたって	P6
2-2 個別事業に対する意見	P6
(1) 現計画どおり継続することが妥当と判断した事業	P6
(2) 工期の変更を行った上で 継続することが妥当と判断した事業	P8
(3) 計画内容を見直し、工期の変更を行った上で 継続することが妥当と判断した事業	P8
3 事後評価について	
3-1 事後評価実施にあたって	P9
3-2 個別事業に対する意見	P9
4 附帯意見	
(1) 事後評価について	P15
(2) 事業が環境へ及ぼす影響評価について	P15
(3) 道路事業の費用便益分析について	P15
5 審議経過	P16
6 平成24年度山梨県公共事業評価委員会委員名簿	P17

はじめに

公共事業による社会資本の整備は、県民生活の安全・安心の確保、快適で豊かな生活の実現、地域経済の活性化および多様な交流の促進を図る基盤づくりとして極めて重要な役割を担っている。

しかし、人口減少及び少子・高齢化社会の到来、厳しい財政状況、災害リスクの増大・顕在化など社会経済状況が変化するなか、県民にとって真に必要な社会資本整備を、効果的、効率的に進めることが一層求められている。

このため、社会資本整備の計画段階から事業実施、完了までの全ての過程において、一層の透明性の向上を図り、事業を効果的、効率的に執行していくことが必要である。

山梨県では平成17年度から「公共事業評価システム」を導入し、事前評価においては、経済効率性や事業規模、事業手法、計画熟度などの妥当性や同種の事業間の優先度などの観点から事業実施の是非を総合的に評価し、再評価においては、社会経済情勢の変化、経済効率性、時間管理、コスト縮減などの諸観点から事業継続の是非を評価し、また事後評価においては、事業貢献度や経済効率性、改善措置の必要性などの観点から事業の達成度を評価することとしている。

本委員会は公共事業評価に対する意見を求める機関として設置されており、公共事業評価の適正化を図っている。

委員会では、これまで、多くの評価対象事業を審議しており、最近では平成22年度に30箇所、平成23年度に22箇所を審議している。本年度は、事前評価7箇所、再評価5箇所、事後評価14箇所、合わせて26箇所の評価対象事業について、概況説明を受けた後に現地視察を実施し、さらにその後の詳細審議を経て、次のとおり意見をとりまとめたので具申する。

なお、県および関係市においては、今後の社会資本の整備にあたって、本委員会の意見を十分尊重し、一層効果的、効率的な事業執行に反映されたい。

1 事前評価について

1-1 事前評価実施にあたって

公共事業の事前評価は、着手段階における意思決定プロセスの透明性、客観性の一層の向上を図るとともに、限られた財源のより効果的・効率的活用に資するべく、事業実施の妥当性や事業貢献度の観点から評価するものである。今回は、以下の7箇所について事前評価の審議を行った。

個々の事業に対する意見は次のとおりである。

1-2 個別事業に対する意見

①道路事業 国道140号(新山梨環状道路・東部区間) (甲府市)

この事業は、甲府都市圏を取り囲む「新山梨環状道路」の東部区間の整備に着手するものであり、西下条ランプから東油川ランプに至る区間を優先して整備するものである。新山梨環状道路は、甲府都市圏における交通の円滑化と、周辺地域との連携強化を目的とした地域高規格道路であり、中部横断自動車道を利用する西部区間と南部区間が既に供用しているが、南部区間の東端部である西下条ランプに交通が集中して、激しい渋滞が発生しており、社会・経済活動に大きな支障をきたしている。

本事業の整備により、環状ネットワーク効果の早期発現とともに西下条ランプの交通渋滞の緩和を図ることができることから、事業の必要性は高いと評価でき、実施が妥当である。

なお、新山梨環状道路の整備効果の発現を高めるためには、本事業区間も含め残る未整備区間の整備が必要であることから、時間管理を徹底し、計画的な執行に努められたい。

②道路事業 国道411号(上萩原^{かみはぎはら}3期2工区) (甲州市)

この事業は、甲府市と八王子市を結ぶ幹線道路で、緊急輸送道路としての役割も担う国道411号の甲州市塩山上萩原地内において、落石や土砂崩落などが頻繁に発生する線形が悪い未改良の交通

隘路区間について、バイパス道路を整備するものである。

本事業は、災害に強い道路の確保を主要目標としているが、それとともに、道路ネットワークの強化、生活車両の安全かつ円滑な走行の確保、観光道路としての機能向上などの観点からも整備が必要な事業であると評価でき、実施が妥当である。

なお、国道411号の整備効果の発現を高めるためには、既に整備された上萩原Ⅰ・Ⅱ期バイパスとあわせて、本事業区間の早期整備が必要であることから、時間管理を徹底し、計画的な執行に努められたい。

③道路事業 国道413号(バイパス) (南都留郡道志村)

この事業は、富士吉田市と厚木市を結ぶ幹線道路で緊急輸送道路としての役割も担う国道413号において、道路防災が必要な箇所が多く、事故も多発している道志村野原から月夜野にかけての区間について、バイパス道路を整備するものである。

本事業は、災害に強い道路の確保を主要目標としているが、それとともに、道路ネットワークの強化、生活車両の安全かつ円滑な走行の確保などの観点からも整備が必要な事業であると評価でき、実施が妥当である。

なお、トンネル区間が長いこと、地質調査を十分に実施し、事業期間延長等の計画の見直しを極力回避するよう努められたい。

④治水事業 あしがわ 芦川 (西八代郡市川三郷町)

この事業は、市川三郷町を流れる芦川において、JR身延線との交差付近から青洲橋下流までの区間の河川改修に着手するものである。この区間は河道断面が小さいために洪水被害が発生しており、最近では平成23年9月の台風15号により、JR身延線橋梁下流右岸が被災し、近隣地区に避難勧告が出された。

本事業は、左右岸に宅地が連担していることから、破堤等の災害

により甚大な被害が生じる恐れがあり、集中豪雨などによる洪水や浸水への対策として早急な整備が必要であると評価でき、実施が妥当である。

なお、費用対効果が特に高い事業であり、整備効果の早期発現が必要であるため、一層の重点投資をするとともに時間管理の徹底に努められたい。

⑤中山間地域総合整備事業 たけだ さと 武田の里（韮崎市）

この事業は、韮崎市西部の釜無川右岸に位置する稲作を主体とする中山間地域において、用排水路、農道、ほ場整備、鳥獣害防止施設といった農業生産基盤の整備を行うとともに、集落排水路や営農飲雑用水施設などの農村生活環境基盤等の整備を併せて総合的に行うものである。

本事業は、生産基盤整備の遅れに伴う生産効率の低下、鳥獣被害等による農地の遊休化を防止するとともに、生活環境の改善による定住化が期待できる事業であり、実施が妥当である。

なお、事業対象地域が広域であり、個々の地域での地元住民の理解と合意はワークショップなどで得られているが、事業の実施に当たっては、効率的・効果的な整備となるよう取り組まれたい。

⑥経営体育成基盤整備事業 たつおか 龍岡（韮崎市）

この事業は、韮崎市南部の釜無川右岸の農業基盤整備が立ち後れている稲作地帯において、ほ場整備を実施し、担い手への農地集積を促進させ、営農の大規模化を実現することで、産地の維持・発展を図るものである。

本事業は、後継者不足や耕作放棄地の増加、農業生産性の低下などの問題を抱える中で、経営体を育成し、農作業の効率化や農業経営の安定化などを図る上で必要な事業であり、実施が妥当である。

なお、実施に当たっては、水田の汎用化を促進するため、排水路、暗渠排水等の効果的な整備に取り組まれたい。

⑦農地環境整備事業 ^{みなみ}南アルプス^{せいぶ}西部（南アルプス市）

この事業は、南アルプス市西部の櫛形山山麓に位置する果樹と水田の複合経営を展開する中山間地域において、用排水路、農道、ほ場整備や鳥獣害防止施設といった農業生産基盤の整備を総合的に行うものである。

本事業は、生産基盤整備の遅れに伴う生産効率の低下、鳥獣被害等による農地の遊休化を防止するとともに、担い手への農地集積や地域の特産品であるスモモの面積拡大等が期待できる事業であり、実施が妥当である。

2 再評価について

2-1 再評価実施にあたって

公共事業の遅延による社会的便益の損失を防ぎ、公共事業のもたらす効果を最大限に発揮させるためには、事業進捗の厳密な管理と徹底したコスト縮減が重要である。

このため、事業の再評価では、事業着手から一定期間が経過した事業について、社会経済情勢の変化や進捗状況等を踏まえ、事業の見直しの必要性や時間管理を主眼に、今後の事業継続の是非を判断することとしている。今回は、以下の5箇所について再評価の審議を行った。

個々の事業に対する意見は次のとおりである。

2-2 個別事業に対する意見

(1) 現計画どおり継続することが妥当と判断した事業

①砂防事業 きり きさわ 桐の木沢 (南アルプス市)

この事業は、南アルプス市を流れる御勅使川の上流域に位置する桐の木沢における砂防事業であり、大規模な崩壊箇所に山腹工を施工することにより、土砂災害を未然に防止し、地域住民の安全と安心を確保することを目的としている。

御勅使川は、昭和57年に大きな土砂災害が発生しており、現在も山腹崩壊や溪岸浸食が進み、多量の土砂が生産され、下流に流下していることから、この事業の必要性・緊急性は高く、出来るだけ速やかに事業を完成することが必要である。

厳しい施工条件の中で、事業は計画どおりの進捗で実施されているが、今後も時間管理を徹底し、計画年度の平成28年度までの完成に努められたい。

②砂防事業 うるしどさわ 漆戸沢 (甲斐市)

この事業は、一級河川亀沢川に流入する土石流危険溪流である漆戸沢における砂防事業であり、溪流に砂防堰堤や溪流保全工を施工

することにより、土砂災害を未然に防止し、地域住民の安全と安心を確保することを目的としている。

土砂災害により溪流に隣接した集落が孤立する恐れも高いことから、この事業の必要性・緊急性は高く、出来るだけ速やかに事業を完成することが必要である。

事業は計画どおりの進捗で実施されているが、今後は一層時間管理を徹底し、計画年度の平成26年度までの完成に努められたい。

③砂防事業 おおさわがわ 大沢川 (富士吉田市)

この事業は、一級河川大沢川に流入する土石流危険溪流における砂防事業であり、溪流に砂防堰堤や溪流保全工を施工することにより、土砂災害を未然に防止し、地域住民の安全と安心を確保することを目的としている。

溪流内は溪岸浸食が著しく不安定土砂も堆積しており、下流には住宅密集地に加えて災害時要援護者関連施設も含まれていることから、この事業の必要性・緊急性は高く、出来るだけ速やかに事業を完成することが必要である。

事業は計画どおりの進捗で実施されているが、今後も時間管理を徹底し、計画年度の平成25年度までの完成に努められたい。

(2) 工期の変更を行った上で継続することが妥当と判断した事業

①広域営農団地農道整備事業 かやがたけとうぶ 茅ヶ岳東部 (韮崎市・甲斐市)

この事業は、茅ヶ岳山麓の丘陵地帯に広がる、水稻・果樹・野菜を主体とした自然豊かな農村地帯において、基幹となる農道を整備するものである。

国の農道予算が縮小され、橋梁工等の大規模工事を予定した時期に必要な予算が確保できず、橋梁工等の着手年度を延期することとなったため、事業期間を2年間延長する見直し案であるが、主要工事もほぼ完成し、残工事区間もわずかとなっていることから、見直し案通り事業期間を2年間延長し、平成26年度の完成を図られたい。

(3) 計画内容を見直し、工期の変更を行った上で継続することが妥当と判断した事業

①道路事業 国道140号(甲府山梨道路Ⅱ期)

この事業は、甲府市と深谷市を結ぶ地域高規格道路「西関東連絡道路」の一部となる国道140号(甲府山梨道路Ⅱ期)を整備する事業であり、国道140号の山梨市万力から東区間における渋滞の解消や交通事故の減少を目的としたものである。

今回の見直し案は、埋蔵文化財の調査や地盤改良などにより総事業費を5億円増額するとともに、国における新規事業採択の内示の遅延により、事業期間を1年間延長するものである。

計画内容を見直すことはやむを得ないものと思われるが、今後は、地質調査等を十分に実施し、計画の見直しを極力回避するよう努められたい。

なお、県内道路網の骨格道路としての効果を最大限に発現するためには、既に供用しているⅠ期区間に続き、今回の事業区間を早期に供用することが必要である。今後、残りの用地の早期取得とともに、時間管理を徹底し、見直し案のとおり平成28年度の完成に努められたい。

3 事後評価について

3-1 事後評価実施にあたって

公共事業をより効果的、効率的に計画・実施していくためには、完了した事業を厳密に検証し、その結果を今後の事業展開に反映させることが必要である。

このため、事後評価では、整備が完了した事業について、事業目的の達成度や環境への影響などの検証を行い、必要に応じて適切な改善措置等を検討することとしている。今回は、以下の14箇所について事後評価の審議を行った。

個々の事業に対する意見は次のとおりである。

3-2 個別事業に対する意見

①中山間地域総合整備計画 やつがたけせいぶ 八ヶ岳西部地区（北杜市）

この事業は、山梨県の最西端、八ヶ岳南麓の農業基盤を整備するものであり、平地農村に比べて生産条件が厳しい中山間地域において、農家の生産意欲の高揚と地域の活性化を図るため、農道、用排水路、ほ場整備、農業集落排水、農地防災施設、農村公園、活性化施設、情報基盤施設などの整備を行った事業である。

整備後は、活性化施設を活用した地域の女性や高齢者の活動が増え、地域に活力が出てきていることや、この地区の主要目標である「中山間地域等の農村生活・生産機能の向上」の各指標が評価基準値を上回っていることから、整備目標を達成できたと確認できる。

②経営体育成基盤整備事業 ふじよしだとうぶ 富士吉田東部地区（富士吉田市）

この事業は、富士吉田市東部の稲作栽培を主体とする山間部の営農団地において、その地域の経営体が将来の農業生産を担えるよう、必要となる農業生産基盤の整備を一体的に実施することにより、優良農地を将来にわたり適切に維持・保全することで、農業生産性の向上や農業の多面的機能の十分な発揮に資することを目的に農道、用排水路などの整備を行なった事業である。

整備後は、NPO 法人や企業、地域の中核となる個人農業者などの

農業経営体が育成されていることや、この地区の主要目標である「農業生産力の向上」の各指標が評価基準値を上回っていることから、整備目標を達成できたと確認できる。

③畑地帯総合整備事業 まつさと 松里地区（甲州市）

この事業は、旧塩山市の西部、北の扇山、南の塩山に挟まれた丘陵地に広がる果樹地帯で、果樹園内の農道などの基盤整備の遅れた地域において、果樹を中心とした農産物の生産力向上を図ることを目的に、農道、排水路の整備を行なった事業である。

整備後は、主要目標である「農業生産力の向上」の指数である所得増加が事業着手時点を上回っていることから、整備目標を達成できたと確認できる。

④畑地帯総合整備事業 いちみやしおた 一宮塩田地区（笛吹市）

⑤畑地帯総合整備事業 いちみやすえき 一宮末木地区（笛吹市）

この2地区は、甲府盆地の東部に位置し、一級河川笛吹川の支流である金川右岸の北向き緩斜面に広がる果樹地帯である。両地区は中央道を挟んで南北に向かい合う位置関係にある。

両事業とも、農道などの基盤整備の遅れた地域において、果樹を中心とした農産物の生産力向上を図ることを目的に、農道、水路の整備を行なった事業である。

整備後は、主要目標である「農業生産力の向上」の指数である所得増加が事業着手時点を上回っていることから、整備目標を達成できたと確認できる。

⑥畑地帯総合整備事業 かみくろこま 上黒駒地区（笛吹市）

この事業は、御坂山地の山裾と国道137号(御坂道)に挟まれた丘陵地に広がる果樹地帯で、農道などの基盤整備の遅れた地域において、果樹を中心とした農産物の生産力向上を図ることを目的に、農道、用排水路の整備を行なった事業である。

整備後は、主要目標である「農業生産力の向上」の指数である所得増加が事業着手時点を上回っているなど、整備目標を達成できたと確認できる。

しかし、国道137号バイパス工事など、周辺環境の変化により、

計画路線の道路幅員の変更や既設道路を活用することによる道路整備延長の減など、事業着手時から大幅な事業量・事業費の変更が行なわれた。

今後、同種の事業計画や調査に当たっては、関係機関との調整を入念に行うとともに、ワークショップ手法などにより地域の合意形成を図ることで、不測な事業変更が発生しないよう努められたい。

⑦道路事業 国道411号(塩山^{えんざん}バイパス) (甲州市)

この事業は、塩山市街地を通過する国道411号の甲州市千野から西広門田に至る区間において、道路幅員の狭小に伴う交通渋滞や歩道の未整備による危険性を解消するためにバイパス道路を整備したものである。

補償費の見直し、埋蔵文化財調査費用の増加や一部の用地交渉の難航により、総事業費の増加や事業期間が1年間延長となったが、この整備により、交通が分散し、現道部の円滑な交通が可能となり、さらに歩行者等の安全な通行区間も確保されたことから、交通の円滑化と安全性向上に貢献した事業と評価できる。

一方、この事業は昭和62年度に着手し、平成19年度に完成するまで20年余りを要しているが、今後の同種事業の計画策定にあたっては、優先施工区間の設定あるいは早期に事業効果が発現できるような区間の設定によって徹底した時間管理のもとでの事業実施に努められたい。

⑧街路事業 (都)田^{たと}富^み敷^{しき}島^{しま}線(釜^{かま}無^{なし}3工区) (甲斐市)

この事業は、甲斐市西八幡地内の都市計画道路田富町敷島線において、交通渋滞の緩和や歩行者等の安全性の確保を図る等の理由により、着手された事業である。

建物補償費の精査により総事業費が増加したが、この整備により、交通が分散し、円滑な交通や両側歩道整備による近隣の小中学校や沿線商店への歩行者の安全が可能となったことから、交通の円滑化と安全性向上に貢献した事業と評価できる。

なお、今後は、建物調査の精度を高め、より正確な建物補償費の算定に努められたい。

一方、街路樹の植栽にあたっては、周辺の景観との調和や全体としての連続性を踏まえる中で、適切な樹種の選定に努められたい。

⑨下水道事業 むかわしよりく 武川処理区（北杜市）

この事業は、大部分の家庭のし尿が汲み取り又は単独浄化槽で処理され、生活排水は未処理で公共用水域に放流されていた地域に、住環境の改善、公共用水域の水質保全を図るため、県代行により終末処理場・幹線管渠を、市事業により枝線管渠の整備を行った事業である。

この整備により、生活排水クリーン処理率が高水準に達するとともに費用便益比も基準値以上になっており、生活排水処理機能の向上に貢献した事業と評価できる。

なお、整備効果をさらに向上させるためには、住民がこの下水道に接続している割合の水洗化率を一層高める必要があることから、県・市が協力し接続の促進に努められたい。

⑩ダム事業 ことがわ 琴川ダム（山梨市）

この事業は、一級河川である琴川の流域において、洪水調節とともに既得用水の安定確保、水道および発電用水の供給を目的として、ダムを整備したものである。

この整備により、治水安全度が向上し、かんがい、水道、発電等の用水が安定的に確保されたことから、整備効果が高い事業と評価できる。

一方、自然環境等の変化を監視するためには、モニタリング等を継続して実施するとともに、環境が大きく変化したり、計画規模の降雨等が発生した場合には、フォローアップとしての事後評価を検討する必要がある。

⑪治水事業 ごめいがわ 五明川（南巨摩郡富士川町・南アルプス市）

この事業は、都市化が進む内水地域に密集する河川のひとつである五明川において、洪水被害を防止するため、河道拡幅や樋門・樋管等を整備したものである。

この整備により、洪水被害の危険度が低減するとともに被害軽減額が増加したことから、洪水被害の防止に貢献した事業と評価できる。また、多自然川づくりにより動植物の良好な生息・生育・繁殖環境が形成されている。

一方、重点的な整備により工期は4年間の縮減となったものの、工法変更等により総事業費は大幅に増加している。

今後は、調査設計の精度を高めるとともに、計画段階から工事の施工方法を十分に検討するなかで、同種事業の適切な計画策定に努められたい。

⑫治水事業 あらかわ 荒川（甲府市）

この事業は、甲府市を南北に流下する荒川において、水辺の自然環境の向上や親水空間の創出を目的として、かくし護岸工法による多自然川づくりや河川内の高水敷の整備をしたものである。

この整備により、水際にヨシなどの植生が繁茂する自然環境が形成されるとともに、水と緑の貴重なオープンスペースである河川空間が住民等に利用されており、河川環境の向上に貢献した事業と評価できる。

しかしながら、事業の事後評価をするにあたり、アンケートを活用しているが、今後の同種事業の実施にあたっては、配布対象者や整備効果を検証するための質問項目等について、一層的確な評価ができるように努められたい。

⑬治水事業 ふえふきがわ 笛吹川（甲州市・山梨市）

この事業は、山梨市と甲州市との市境を流下する笛吹川において、洪水被害を防止するため、引堤や護岸を整備したものである。

この整備により、洪水被害の危険度が低減するとともに被害軽減額が増加したことから、洪水被害の防止に貢献した事業と評価できる。

一方、この事業は昭和51年度に着手し、平成19年度に完成するまで32年間を要しているが、今後の同種事業の計画策定にあたっては、優先施工区間の設定あるいは早期に事業効果が発現できるような区間の設定によって徹底した時間管理のもとでの事業実施に努められたい。

⑭砂防事業 きさごがわ 笹子川（大月市）

この事業は、大月市を東西に流れる笹子川において、河川内の土砂流出や河岸浸食による土砂災害を防止するため、護岸工や床固工を整備したものである。

工法の変更により、総事業費の増加や事業期間が3年延長となったが、この整備により、土石流被害の危険度が低減するとともに被

害軽減額が増加したことから、土石流被害の防止に貢献した事業と評価できる。

一方、この事業は平成5年度に着手し、平成19年度に完成するまで15年を要しているが、今後の同種事業の計画策定にあたっては、優先施工区間の設定あるいは早期に事業効果が発現できるような区間の設定によって徹底した時間管理のもとでの事業実施に努められたい。

4 附帯意見

個別事業に対する本委員会の意見は前記のとおりであるが、審議過程において各委員からは事業全般に関する事、評価手法に関わる事など多くの意見が出された。

ここに、今後検討すべき主な内容を附帯意見として付記するので、県においてはこの趣旨を十分理解され、今後の事業執行に配慮されたい。

(1) 事後評価について

事後評価の対象事業が実施されたことにより、その地域にどのような変化が現れているか、評価調書の内容に加えて、その地域の意見が反映されるような調査が、場合によっては必要ではないかと思われる。

一つの方法として、地域関係者にアンケート調査などを行い、事業実施前後の状況の変化等を検証し、今後の事業評価に活かしていくことも考えられる。

(2) 事業が環境へ及ぼす影響評価について

自然環境や生活環境への関心が高まるなか、公共事業の実施にあたっては、環境に及ぼす影響をできるだけ少なくする配慮が必要とされている。一方、事業評価にあたっては、環境への影響が、事前評価や事後評価では評価項目として設定されているが、再評価においては評価項目として明確に位置づけられていない。したがって、再評価においても、環境への配慮を評価項目にするように評価方法を検討する必要がある。

(3) 道路事業の費用便益分析について

道路事業の便益算出において、国の基準に本県独自の基準を追加している事業があるが、今後は、すべての道路事業で県独自の基準を追加して便益を算出するように見直す必要がある。

5 審議経過

(1) 第1回評価委員会

開催日：平成24年5月31日（木）

内 容：評価システム及び評価マニュアルの改訂について

WGの報告について

前年度の評価意見に対する県の対応方針・対応状況について

再評価事業の概況説明（5箇所）

事後評価事業の概況説明（6箇所）

(2) 第2回評価委員会

開催日：平成24年6月14日（木）

内 容：事後評価事業の概況説明（8箇所）

事前評価の審議（1箇所）

(3) 第3回評価委員会

開催日：平成24年7月20日（金）

内 容：現地視察（再評価事業1箇所、事後評価事業2箇所）

(4) 第4回評価委員会

開催日：平成24年10月4日（木）

内 容：再評価事業の詳細審議（3箇所）

事後評価事業の詳細審議（1箇所）

事前評価の審議（3箇所）

(5) 第5回評価委員会

開催日：平成24年10月12日（金）

内 容：事前評価の審議（3箇所）

平成24年度山梨県公共事業評価意見書のとりまとめ

(6) 知事への意見書具申

平成24年11月22日（木）

6 平成24年度山梨県公共事業評価委員会委員名簿

委員長	みやざき 宮崎	つよし 毅	東京大学名誉教授
副委員長	いちかわ 市川	ゆたか 温	山梨大学大学院准教授
委員	いしかわ 石川	よしはる 芳治	東京農工大学大学院教授
同	いわおか 岩岡	まさひろ 正博	東京農工大学大学院准教授
同	うちだ 内田	ゆきこ 由紀子	内田牧場
同	おざわ 小澤	ふさこ 房子	小澤木彫アート代表
同	はなおか 花岡	としゆき 利幸	山梨大学名誉教授
同	ひらやま 平山	けいこ けい子	山梨大学大学院助教
同	むとう 武藤	しんいち 慎一	山梨大学大学院准教授
同	やまざき 山崎	ももこ 百子	聖隷クリストファー大学

(敬称略：委員は五十音順、役職は平成24年10月現在)